公益財団法人豊橋市スポーツ協会 国際大会等観戦助成金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、公益財団法人豊橋市スポーツ協会（以下「協会」という。）が国際大会等の観戦者に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

（1）観戦者　市内在住、在学の小中学生（以下「小中学生」という。）及び引率する指導者等（以下、「引率者」という。）をいう。

（2）国際大会等　理事会で定める国内で開催される国際大会等をいう。

（3）助成対象団体　スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、加盟団体に属するチーム、その他観戦を希望するグループをいう。

（助成対象経費）

第3条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、観戦者が観戦に要する次の費用とする。

（1）旅費交通費

（2）保険代

（助成金額）

第4条　助成金の額は、観戦者一人につき助成対象経費の2分の1以内とし、引率者20,000円、小中学生16,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条　助成金の交付を受けようとする者は、国際大会等観戦助成金交付申請書（第1号様式）を理事長に提出するものとする。

2　理事長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し、理事会に諮り助成金を交付することを決定したうえで当該申請者に対し、国際大会観戦助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（観戦の報告）

第6条　助成対象団体は、国際大会等観戦助成金交付申請書に添付した実施計画書に基づき、観戦者に国際大会等を観戦させるものとする。

2　助成対象団体は、国際大会等観戦助成金実施報告書（第3号様式）を理事長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第7条　理事長は、前条に基づく実施報告書の内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、助成対象団体が指定する口座に助成金を速やかに振り込むものとする。

2　理事長は、前条の関係書類に不備がある場合、助成対象団体に関係書類の補正を命じることができるものとする。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。